

○河川水門管理要綱

昭和43年
岩手県告示第235号

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行なう。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれ大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。
 - ア 気象予報又は気象警報が発令された場合
 - イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合
 - ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合
- (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。
- ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
 - イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあっては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。）以上河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成し、備えておくものとする。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。
- ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合
 - (ア) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）
 - (イ) 気象警報、浸水警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）
 - イ 次に掲げる水防活動の利用に適合する予報又は警報が発令された場合
 - (ア) 水防活動用気象注意報、水防活動用高潮注意報、水防活動用洪水注意報
 - (イ) 水防活動用気象警報、水防活動用高潮警報、水防活動用洪水警報
 - ウ 洪水予報又は水防警報が発令された場合
 - エ 河川の水位が警戒水位に達した場合
 - オ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）
 - カ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）
 - キ 特に知事が指示した場合
- (4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

- ア 河川水門付近に河川水門を操作する者を待機させること。
 - イ 河川水門を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
 - ウ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
 - エ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。
- (5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。
- (6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。
- ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管地方振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。
 - イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管地方振興局長に報告すること。
 - (ア) 河川水門の試運転をしたとき
 - (イ) 河川水門の異状を発見したとき
 - (ウ) 警戒勤務態勢に入ったとき
 - (エ) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき
 - (オ) 警戒勤務態勢を解除したとき
- (7) 前号イ（ア）の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行なうものとする。

（情報連絡）

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

（国土交通大臣等に対する協力要請）

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

河川水門巡視記録

年 月 日	巡視者 氏名 :
-------	----------

	水門、樋門及び樋管名	巡視結果	*対応状況 (有の場合のみ)
	巡視状況		支障 (有 ・ 無)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
<p>※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。</p> <p>1 : 障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。</p> <p>2 : 障害の状況を施設管理者へ連絡した。</p> <p style="padding-left: 40px;">(連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名)</p> <p>3 : その他 (以下に状況を記載のこと)</p>			

地方振興局長 殿

市町村長 氏 名 印

年度河川水門管理体制（変更）報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号アの規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び設置場所	型 式	開 閉 方 法	門 数	管理操作 責任者住所 氏名	管理操作 担当者住所 氏名	試運転予定 年月日その 他管理方法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告をすること。

地方振興局長 殿

市町村長 氏 名 ⑩

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号イ(ア)の規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転の 年月日	試運転の結果及び施設の 異状の有無並びに措置

注 試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

羽 田 排 水 樋 管 点 検 表

樋門・樋管名

電動 手動 両方

天候

平成 年 月 日

管理・操作員		確認者		記事
名称		不良内容		
ゲ ー ト	各部の清掃			
	各部の損傷			
	水密部の漏水			
	ローラーの回転			
捲 上 機	内外部の清掃			
	電動・手動の切替			
	開度指示確認			
	リミットスイッチの確認			
	懸架ワイヤーの弛み			
	ゲートの開閉状況			
	油圧シリンダー等オイル漏れ			
	潤滑油・グリースの給油			
	クラッチの状況			
原 動 力 (予備電動機・ 発動機)	始動状況			
	燃料等の確認			
	振動・異常音調査			
そ の 他	管理橋			
	階段			
	量水標			
	本体の損傷・取付護岸の損傷			
	樋管内の堆積土砂、付近上下流のゴミ			